

令和2年7月〇〇日

〇〇高等学校長 殿

青森県公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金受給申請書

青森県公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金を受給したいので、以下のとおり
なお、給付金は授業料以外の教育費に充てること及び以下の記載事項に相違がないこと
また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、青森県の求めに従いその全額を即時返

前倒し給付は6月30日まで
通常の給付は基準日(7/1)以降の提出日

申請者（保護者等）の住所及び連絡先 〒030-8540 青森県青森市長島一丁目1-1 TEL 017 (722) 1111	申請者の氏名（自署の場合は押印を省略することができる） 青森 太郎
--	---

1 世帯の区分（該当するものにチェックしてください。） 該当する区分にチェックしてください

世帯の区分	<input type="checkbox"/> 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯
	<input type="checkbox"/> うち生活保護受給世帯
	<input type="checkbox"/> うち家計急変世帯

2 対象となる生徒

ふりがな	あおもり		じろう		生年月日	昭和 平成 16年 7月 1日			
氏名	姓	青森		名	二郎				
在学する学校	名称	青森県立 〇〇高等学校			学科名	専攻		学年	1年
	所在地	青森 都道府県 青森 市区町村		長島一丁目1-1					
	設置者名	青森県			該当する区分にチェックしてください				
現在の学校の在学期間	学校名	青森県立 〇〇高等学校		令和 2年 4月 1日 ~	学校の種類・課程・学科	高等学校・全日制・専攻科		在学中に専攻科給付金を受給した回数	なし 1回 2回 不明
過去の学校の在学期間	学校名	立		年 月 日	学校の種類・課程・学科			在学中に専攻科給付金を受給した回数	なし 1回 2回 不明

転入や以前に中途退学がある場合は、2行目に記入

3 世帯の収入の状況（（1）～（4）のうち、該当するものにチェックしてください。）

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分
	親権者（両親）1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
②	<input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人（ ）名分 ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受給していることが分かる証明書提出します。
 扶助を受給していることが分かる証明書

(3) 保護者等（保護者等が2人以上いるときはその全員）の家計の状況が確認できる書類を提出します。
 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが分かる書類

(4) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。
 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

該当する場合は、証明書を提出する人数を記入してください

4 その他の確認事項（該当することを確認した上でチェックしてください。）

<input type="checkbox"/>	当該生徒について、自治体から児童福祉法の規定による措置（見学旅行費又は特別育成費）を受けていません。（母子生活支援施設の生徒は、支弁対象の場合であっても措置を受けていないこととして取り扱う。）
<input type="checkbox"/>	他の団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭を受給する場合、高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金の給付額を超えません。
<input type="checkbox"/>	青森県以外の都道府県に高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金の

・口座名義人は、申請者（保護者）本人名義の口座とする。
・通帳の写し（口座番号、口座名義人が分かる部分）も提出する。

5 専攻科給付金の振込先口座

申請者の口座	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号 (右詰め)	フリガナ	店所	支店番号
	<input type="checkbox"/> 当座		口座名義		
	<input type="checkbox"/> 別段				

青森県教育委員会教育長 殿

青森県公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金受給申請書

青森県公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金を受給したいので、以下のとおり
なお、給付金は授業料以外の教育費に充てること及び以下の記載事項に相違がないこと
また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、青森県の求めに従いその全額を即時返

前倒し給付は6月30日まで
通常の給付は基準日(7/1)以降の提出日

申請者（保護者等）の住所及び連絡先 〒030-8540 青森県青森市長島一丁目1-1 TEL 017 (722) 1111	申請者の氏名（自署の場合は押印を省略することができる） 青森 太郎 ㊞
--	---

1 世帯の区分（該当するものにチェックしてください。） 該当する区分にチェックしてください

世帯の区分	<input type="checkbox"/> 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯
	<input type="checkbox"/> うち生活保護受給世帯
	<input type="checkbox"/> うち家計急変世帯

2 対象となる生徒

ふりがな	あおもり		じろう		生年月日	昭和 <u>平成</u> 16年 7月 1日			
氏名	姓	青森		名	二郎				
在学する学校	名称	青森県立〇〇高等学校			学科名	専攻		学年	1年
	所在地	青森 都道府県 青森 市区町村		長島一丁目1-1					
	設置者名	青森県		該当する区分にチェックしてください					
現在の学校の在学期間	学校名	青森県立〇〇高等学校		令和 2年 4月 1日～	学校の種類・課程・学科	高等学校・全日制・専攻科		在学中に専攻科給付金を受給した回数	なし 1回 2回 不明
過去の学校の在学期間	学校名	立		年 月 日	学校の種類・課程・学科			在学中に専攻科給付金を受給した回数	なし 1回 2回 不明

転入や以前に中途退学がある場合は、2行目に記入

3 世帯の収入の状況（（1）～（4）のうち、該当するものにチェックしてください。）

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分
	親権者（両親）1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
②	<input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人（ ）名分 ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受給していることが分かる証明書を出します。
 扶助を受給していることが分かる証明書

(3) 保護者等（保護者等が2人以上いるときはその全員）の家計の状況が確認できる書類を出します。
 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが分かる書類

(4) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。
 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

4 その他の確認事項（該当することを確認した上でチェックしてください。）

<input type="checkbox"/>	当該生徒について、自治体から児童福祉法の規定による措置（見学旅行費又は特別育成費）を受けていません。（母子生活支援施設の生徒は、支弁対象の場合であっても措置を受けていないこととして取り扱う。）
<input type="checkbox"/>	他の団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭を受給する場合、高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金の給付額を超えません。
<input type="checkbox"/>	青森県以外の都道府県に高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金の

・口座名義人は、申請者（保護者）本人名義の口座とする。
・通帳の写し（口座番号、口座名義人が分かる部分）も提出する。

5 専攻科給付金の振込先口座

申請者の口座	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号 (右詰め)	フリガナ	店所	支店番号
	<input type="checkbox"/> 当座		口座名義		
	<input type="checkbox"/> 別段				